



# 市外へ転出される時の手続きの御案内

京都市西京区役所 TEL381-7121 (代)

どんな届		受付窓口	必要なもの	いつまでに	新住所地の役所での手続き	チェック欄
転出届 (国外転出届含む。)		東庁舎1階3番 市民窓口課	①本人確認書類(運転免許証、健康保険証・資格確認書等) ②印鑑登録カード(お持ちの方のみ) (転出予定日までは印鑑登録証明書の請求ができますが、印鑑登録証(カード)と転出証明書の提示が必要です。) ③マイナンバーカード(国外転出届の際)(お持ちの方のみ) * 代理人の場合、本人自筆の委任状と代理人の本人確認書類が必要です。	転出日までに	新住所地に住み始めた日から14日以内に転入届をしてください。 詳細は、転入先にお問合せください。 * 印鑑登録は抹消されるため、新たに登録の手続きが必要です。詳細は、転入先にお問合せください。 * マイナンバーカード又は住民基本台帳カードをお持ちの方は、新住所への転入手続の際に必ずお持ちください。	
小・中学校の転校手続き		小・中学校にお問合せください。	転校前の学校へ印鑑を持参して転学届を提出し、「在学証明書」をお受け取りください。	転出日までに	詳細は、転入先にお問合せください。	
国民健康保険加入者		東庁舎1階7番 保険年金課	本人確認書類(マイナンバーカード等) お持ちの方は国民健康保険資格確認書・被保険者証	転出日から14日以内	新たに加入の手続きが必要です。詳細は、転入先にお問合せください。	
介護保険被保険者 (65歳以上の方 又は要介護認定を受けている40歳以上の方)		西庁舎1階 16番 健康長寿推進課	①介護保険被保険者証 ②介護保険負担割合証(お持ちの方のみ) ③各種減額証(お持ちの方のみ) * 要介護認定を受けている方は、受給資格証明書をお受け取りください。	転出後14日以内	詳細は、転入先にお問合せください。 要介護認定を受けられていた方は受給資格証明書を提出してください。	
児童手当 (受給者)※		東庁舎2階22番 子どもはぐくみ室	受給事由消滅届	転出証明書受領後	転出予定日から15日以内に受給の手続きをしてください。 詳細は、転入先にお問合せください。	
年金	国民年金加入者	東庁舎1階6番 保険年金課	海外に転出の方は御相談ください。(必要なものはあらかじめお尋ねください。)	転出日から14日以内	退職したり、厚生年金加入の配偶者の扶養対象でなくなったり、海外から転入したりするなどで、第1号被保険者となる方は新住所地の市区町村の役所・役場での国民年金担当窓口へ届出が必要ですので、必要なものにつき新住所地の市区町村の役所・役場の国民年金担当窓口へあらかじめお尋ねください。	
	国民年金受給者	年金事務所 ・共済組合	海外に転出の方は国民年金・厚生年金を受給の場合は年金事務所、共済年金を受給の場合は各共済組合に御相談ください。(必要なものは年金事務所・各共済組合にあらかじめお尋ねください。)	転出日から14日以内	海外から転入された方は国民年金・厚生年金を受給の場合は年金事務所、共済年金を受給の場合は各共済組合に御相談ください。必要なものは年金事務所・各共済組合にあらかじめお尋ねください。	



# 市外へ転出される時の手続きの御案内

どんな届		受付窓口	必要なもの	いつまでに	新住所地の役所での手続き	チェック欄	
子育て	子ども医療 (資格喪失) ※	東庁舎2階22番 子どもはぐくみ室	医療費受給者証	転出証明書 受理後	この制度があるか、転入先にお尋ねください。		
	ひとり親家庭等医療 (資格喪失)		医療費受給者証	転出証明書 受理後	この制度があるか、転入先にお尋ねください。		
	児童扶養手当 (市外転出)		①住所変更届(市外転出用) ②手当証書	転出日 までに	手当証書と印鑑を持って住所変更の手続きをしてください。		
	保育園、認定こども園 (保育所部分)、小規模保育事業所		支給認定撤回申請兼退園届	転出日 までに	詳細は、転入先にお問合せください。		
	幼稚園・認可外保育施設等の無償化関係		支給認定撤回申請兼退園届	転出日 までに	詳細は、転入先にお問い合わせください。		
	母子健康手帳		東庁舎2階21番 子どもはぐくみ室	特に必要なものはありません。	転出後速やかに	詳細は、転入先にお問合せください。	
	新生児等訪問			特に必要なものはありません。	転出後速やかに		
	乳幼児健診			特に必要なものはありません。 *3歳3か月以下の子のある方	転出後速やかに	詳細は、転入先にお問合せください。	
高齢の方	後期高齢者医療加入者	東庁舎1階7番 保険年金課	本人確認書類(マイナンバーカード等) お持ちの方は後期高齢者医療資格確認書・被保険者証	転出後 14日以内	当窓口で発行する「負担区分証明書」を持って転入先で加入受給手続きをしてください。		
	重度障害老人健康管理費	東庁舎1階6番 保険年金課	重度心身障害老人健康管理事業対象者証	転出後 14日以内	この制度があるか、転入先にお尋ねください。		
	敬老乗車証	西庁舎1階16番 健康長寿推進課	敬老乗車証	転出証明書 受理後	この制度があるか、転入先にお尋ねください。		
	老人医療		医療費受給者証	転出証明書 受理後	この制度があるか、転入先にお尋ねください。		
障害のある方	重度心身障害者医療	東庁舎2階23番 障害保健福祉課	医療費受給者証	転出証明書 受理後	この制度があるか、転入先にお尋ねください。		
	特別児童扶養手当		証書	転出証明書 受理後	手当証書を持って住所変更の手続きをしてください。詳細は転入先にお問合せください。		
	特別障害者手当・ 障害児福祉手当		個人番号確認書類(マイナンバー)	転出証明書 受理後	身体障害者手帳・療育手帳と個人番号確認書類(マイナンバー)を持って住所変更の手続きをしてください。詳細は転入先にお問合せください。		
	身体障害者手帳・ 療育手帳		個人番号確認書類(マイナンバー)	転出証明書 受理後	手帳と個人番号確認書類(マイナンバー)を持って転入先で住所変更の手続きをしてください。詳細は転入先にお問合せください。		



# 市外へ転出される時の手続きの御案内

どんな届	受付窓口	必要なもの	いつまでに	新住所地の役所での手続き	チェック欄
心身障害者扶養共済		印鑑	転出証明書受理後	印鑑と加入者証(または年金証書)を持って住所変更の手続きをしてください。詳細は転入先にお問合せください。	
障害福祉サービス		特に必要なものはありません。	速やかに	詳細は、転入先にお問合せください。	
精神障害者保健福祉手帳		特に必要なものはありません	転出後速やかに	詳細は、転入先にお問合せください。	
自立支援医療(精神通院)		特に必要なものはありません。	転出後速やかに	詳細は、転入先にお問合せください。	
自立支援医療(更生医療)		受給者証	転出証明書受理後	身障手帳と健康保険証を持って手続きをしてください。詳細は転入先にお問合せください。	
自立支援医療(育成医療)		東庁舎2階22番子どもはぐくみ室	特に必要なものはありません。	転出後速やかに	詳細は、転入先にお問合せください。
その他	小児慢性特定疾病医療費助成制度	東庁舎2階22番子どもはぐくみ室	医療受給者証	転出後速やかに	詳細は転入先にお問合せください。
	特定疾患の医療費の公費負担	東庁舎2階23番障害保健福祉課	特定疾患医療受給者票コピーを取った後、原本返却。	転出後速やかに	詳細は、転入先にお問合せください。
	特定医療費(指定難病)支給認定		特定医療費(指定難病)受給者証コピーを取った後、原本返却。	転出後速やかに	詳細は、転入先にお問合せください。
	飼い犬の登録				生後91日以上の子犬を飼っている方は転入先の保健所(センター)にお問合せください。
飲食店、旅館業、公衆浴場、興行場、理・美容所、クリーニング所など転出に伴って廃業される場合は、医療衛生コーナーにお問合せください。				新たに営業される方は、転入先にお問合せください。	
国外で国政選挙に投票するための「在外選挙人名簿への登録」 国外転出前の申請を希望される有権者の方は、西京区選挙管理委員会事務局(西庁舎1階2番窓口)へお越しください。国外転出後に、出国先の在外公館等にて申請することも可能です。				国外転出後は速やかに、インターネットや最寄りの在外公館等で在留届を提出してください。	

上記のチェックシートは区役所の窓口で行える主な手続きを示していますが、他の手続きや書類、印鑑が必要な場合もありますので、詳細については各受付窓口にお問合せください。

※ 児童手当及び子ども医療の受付は、以下の専用窓口で行っていますが、すべての区役所・支所(子どもはぐくみ室)でも受付可能です。また、専用窓口では、郵送受付も可能です。

【専用窓口】京都市子ども家庭支援課分室

住所：京都市中京区烏丸御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル3階

電話：075-251-1123(午前8時30分~午後5時 土・日、祝日、年末年始を除く。)

なお、児童手当の手続きは、マイナンバーカード及び必要な機器(インターネットに接続できるパソコン及びICカードリーダー、もしくはスマートフォン(対応機種のみ))で、マイナポータルによる電子申請も可能です。

【その他】原付バイク(〜125cc)・ミニカー・小型特殊自動車の税申告手続き(軽自動車税(種別割)の車検用納税証明書の発行、減免申請、商品者の届出等)については、京都市軽自動車税事務所(分室)にお問い合わせください。

■ 京都市軽自動車税事務所(分室)

住所：京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1(烏丸御池南西角) 井門明治安田生命ビル5階

電話：075-213-546